平成２６年（フ）第４９０号
北九州市小倉北区赤坂３丁目６番10―405号
破産者　松浦　　清
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県姶良郡湧水町木場1250番地　尾鉢団地112号、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣1898番地22
破産者　徳永　岩男
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０５２号
札幌市西区福井10丁目４番33号
破産者　中田　　稔
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１０号
北海道古平郡古平町大字本町19番地
破産者　高橋　スミ
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
青森県五所川原市字雛田159番地42　橘荘１階１号
破産者　宮本　浩三
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地　官舎４―104
破産者　黒澤　孝浩
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
盛岡市東仙北１丁目２番56号　藤枝貸家３号、開始決定時の住所盛岡市津志田町１丁目15番７号
破産者　高橋　義雄
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１１０号
盛岡市東仙北１丁目２番56号　藤枝貸家３号、開始決定時の住所盛岡市津志田町１丁目15番７号
破産者　高橋　政幸
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３４号
山形県寒河江市南町１丁目１番26号
破産者　佐藤　功一
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
山形県寒河江市仲谷地２丁目２番地の１
破産者　佐藤　和子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
相模原市緑区橋本８丁目30番８号　ドミール橋本206
破産者　池谷　紀夫
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７号
新潟県燕市大曲2647番地３
破産者　三井　禎久
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第７８号
富山県氷見市窪225番地４
破産者　コミックバスター氷見店こと　辻口　茂実
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３９号
富山県射水市八幡町１丁目７番14号
破産者　角谷　博紀
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第５４６号
名古屋市瑞穂区桃園町２番２―816号　堀田団地
破産者　エムコット栄こと　村瀬　春美
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６５号
愛知県北名古屋市鹿田大門221番地３
破産者　髙木建機こと　髙木　　勇
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
京都府綾部市栗町佃51番地の５
破産者　由良　秀昭
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係